

質問者氏名 須 藤 甚一郎  
目安時間 30分

1 違憲の校長交際費監査請求、監査委員は却下、東京地裁は口頭弁論開催

(はじめに) 私は請求人として平成29年6月8日、青木英二目黒区長、尾崎富雄目黒区教育長、横田俊文代表監査委員の3名を被請求人として、目黒区に与えた損害を賠償する旨の目黒区職員措置請求（住民監査請求）を提起した。

上記3名が職務を怠った結果、憲法で定める「政教分離の原則」違反の支出が続いた。累計29名の目黒区立小学校長の違法、違憲の交際費支出は教育委員会が調査しただけでも、平成23年度～28年度まで6年間で、合計支出金額が487,196円もの損害を目黒区に与えた。

青木区長、尾崎教育長、横田代表監査委員が怠慢で、職務を遂行しなかったので、神社仏閣に支出された校長交際費が「政教分離の原則」に違反し上記3名に損害賠償を求める監査請求をしたのである。

しかし、横田代表監査委員ら目黒区監査委員は、私の監査請求に対して地方自治法242条第2項の規定の請求期間を理由に1年を経過したこと及び自主返納を理由にして、私の監査請求についての監査の実施をせず、29年6月21日に却下したのである。地方自治法を無視したもってのほかのやり方だ。

法242条第2項は「規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」として、正当な理由があるときは、この限りでないとして、私の監査請求は正当な理由があり、期間徒過に該当せず。さらに校長らの支出を職員が返納しても自主返納には該当しないのである。

私は平成29年7月14日に、地方自治法の規定に基づき青木区長を被告にして、当該校長らが支出した487,196円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を目黒区に支払うよう請求せよ、との住民訴訟を提起した。

- (1) 目黒区監査委員は、私の監査請求について監査の実施をせず却下した。しかし、私は適正な監査請求を行ったとして、29年7月14日、

東京地方裁判所民事部に目黒区長・青木英二を被告として、住民訴訟を提起した。東京地裁民事第3部は直ちに受理し、初口頭弁論を同年9月15日に決定した。青木区長は、私の監査請求を却下した横田代表監査委員や他の監査委員をどう受け止めているのか。

- (2) 青木区長は、地方自治法第138条の2の「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」を知っているか。青木区長は、校長交際費に関して、誠実に管理し及び執行しなかったのはなぜか。
- (3) 青木区長は憲法の「政教分離の原則」を知っているか。教育委員会の調査では、平成23年度から28年度まで6年間も校長交際費が神社仏閣等に支払われてきたのに、なぜ青木区長は6年間も中止しなかったのか。青木区長は、校長交際費の神社仏閣等への支出は憲法20条及び89条に違反すると判断しないのか。

校長交際費の支出は、日本国憲法20条及び89条に定められている「政教分離の原則」に違反する憲法違反の事件というべきである。憲法20条は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とある。

さらに憲法89条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めているのである。

## 2 強引な寄付は区民迷惑。目黒区スポーツ振興基金の創設は必要ない

「生涯スポーツ社会の実現」、「区民一人ひとりがスポーツを行ふ」『みる』『支える』、「東京2020大会に向けた気運醸成及び大会後のレガシーに資するため」などと美辞麗句を並べているが、まったく無意味である。

スポーツ振興課が作成した資料によれば、「基金の目的」として「スポーツを通した区民健康増進、コミュニティ形成、目黒区スポーツ推進

計画に基づいたスポーツの振興や次世代育成等の取り組みに活用する」と書かれている。

しかし、今議会の議案第40号の「目黒区スポーツ基金条例」提出者 目黒区長 青木英二とあり、第1条に「目黒区におけるスポーツの振興に資するため、目黒区スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する」とあるだけで、どうやって基金を集めのか、区民のためにどう支出するのか、条例には詳しく書かれていないのだ。ブラック企業のインチキなパンフレットかチラシ広告みたいではないか。

議案提案者の青木区長に質問する。8月2日、目黒区スポーツ基金についての説明が生活福祉委員会にあった内容と条例とはだいぶ違うが、なぜか。条例には寄付金を集め基金を創設するとなぜ書かないのか、おかしいぞ。区民は区民税として区にカネを払っているのである。

スポーツ振興課の資料に「東日本大震災に伴う義捐金をはじめとして、寄付に対する区民の気運が高まっていること」とあるが、私がブログでそれを紹介したら、電話で「そんなバカげたことを言っているのは、区長か課長か」と怒りの電話がかかってきた。初年度寄付の予定額は500万円と説明したが、シティランのときの寄付金は3万円×15件で45万円だったという。大きな違いだ。「獲らぬ狸の皮算用」になるのではないか。

質問者氏名 そうだ 次郎  
目安時間 50分

1 老老介護・認認介護について

- (1) 現状と区の認識について問う。
- (2) 今後の対応について問う。

2 駅周辺の街づくりについて

- (1) 区としての取り組みについて問う。
- (2) 駅中心とした持続可能な街づくりについての考え方を問う。
- (3) 街づくり計画が出来ていない駅周辺についての今後の進め方について問う。

### 3 自転車活用推進法の施行後について

- (1) 近隣区では整備計画が策定されているが、区としての認識と今後の対応について問う。
- (2) 国道・都道の交通管理者でもある警視庁との連携と、自転車ナビマーカー・自転車ナビラインについての区としての考え方を問う。

質問者氏名 武藤 まさひろ

目安時間 35分

#### 防災対策について

- (1) 地域避難所として38カ所が指定されています。その内、26カ所には、避難所運営協議会が携わっています。残りの地域避難所について区は、参集指定職員5名と施設管理者が連携して立ち上げていくとしていますが、他の地域避難所と同じような運営ができるのか心配です。防災マップには、災害トイレ・特設公衆電話・給水・支援物資の配給拠点となり、ペットも同行避難できると掲載されています。

12カ所の運営協議会が未設置な地域避難所の運営は本当に大丈夫なのか伺います。

- (2) 本年2月に、目黒区と東京都水道局が「避難所における応急水栓の設置及び使用に関する覚書」を締結されました。これにより、地域避難所の敷地内に応急給水栓が設置され、スタンドパイプを使っての給水・放水が可能になります。

ア 地域避難所でのスタンドパイプを使用しての訓練をどのように行っていくのか伺います。

イ 平成25年7月に区内55カ所にスタンドパイプの資機材が貸与され設置されています。今回の応急給水栓の設置でも新たにスタンドパイプの資機材が設置されます。38カ所の地域避難所に2セットのスタンドパイプの資機材が設置されますが、どのように利用していくか伺います。

- (3) 自治体条例によるマイナンバー利用について

番号法第9条第2項に「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事

務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」とされています。地域避難所での避難者の把握など、防災においてマイナンバーを利用することが必要と考えます。区として条例を制定し、避難所運営の事務などに利用することについて伺います。

- (4) 平成20年2月に区として減災目標を決定しています。具体的な目標としては、住宅倒壊や火災による死者の半減、避難者の3割減、外出者の早期帰宅などとなっています。

平成20年11月の防災めぐろ区民フォーラムから出された「目黒区の防災対策に関する提言」においても減災目標達成に向け、対策の着実な推進を図ることとありますが、現状の進捗を伺います。

質問者氏名 鈴木まさし  
目安時間 50分

### 1 課題別の避難所運営手引き発行について

避難所運営マニュアルは様々な視点で作成することが望まれており、自治体では過去の大規模災害を教訓とした課題別のマニュアル作成に取り組んでいる。

特に専門的な対応が必要となる避難所運営マニュアルや手引きのペット編、外国人編、障がい者編を作成し、基本的な対応指針を示すことで各避難所運営協議会も事前の備えに取り組むことができるが方針を伺う。

### 2 多様な待機児童対策について

待機児童対策は、1人でも多くの待機児童を減らしていくための保育所整備は勿論のことであるが、認可保育所の整備だけに限らず事業所内保育の啓発、民間の一時保育事業者との連携など様々な対策が必要である。保育需要に対して供給が追いつかない中で、家庭福祉員による保育ママ事業を待機児童対策、子育て支援対策にどのように位置付け、個人事業としての課題解決に向けてどのように支援していくのか方針を伺う。

### 3 公立小・中学校の魅力づくりについて

本年度は区内の公立中学校が発足70周年を迎え、10月には記念式

典が開催される他、学校別でも様々な周年行事が行われている。平成29年3月の目黒区内公立小学校卒業生の内、区内公立中学校への進学率は58.4%であり、地元定着率の低さが際立った地域となっている。

- (1) 目黒区には小・中学校の隣接学校希望入学制度がある。この制度は小・中学校ともに開始から10年以上が経過し、当初の魅力ある学校づくりという目的を達成しているとは言えない。学校関係者や保護者へのアンケート調査、区民意見の募集を実施し、公立小・中学校の魅力づくりに貢献する制度設計に見直すべきであるが方針を伺う。
- (2) 70周年に関する取り組みは年度末まで続くが、慣例行事だけではなく、中学校の情報発信や地域との交流を促進すべきであるが方針を伺う。

以 上